

定 款

昭和36年	2月	2日	制定
昭和51年	6月	29日	変更
昭和61年	9月	4日	変更
昭和63年	3月	9日	変更
平成3年	12月	19日	変更
平成6年	12月	20日	変更
平成8年	6月	27日	変更
平成9年	6月	27日	変更
平成11年	6月	29日	変更
平成12年	6月	27日	変更
平成12年	12月	5日	変更
平成13年	6月	27日	変更
平成14年	6月	26日	変更
平成15年	6月	26日	変更
平成16年	6月	25日	変更
平成18年	6月	27日	変更
平成20年	6月	24日	変更
平成21年	6月	23日	変更
平成27年	6月	25日	変更
平成29年	10月	1日	変更
令和2年	10月	1日	変更

セ ブ ン 工 業 株 式 会 社

目

次

第1章 総則	1
第1条 (商号)	1
第2条 (目的)	1
第3条 (本店の所在地)	1
第4条 (機関)	1
第5条 (公告方法)	1
第2章 株式	2
第6条 (発行可能株式総数)	2
第7条 (自己株式の取得)	2
第8条 (単元株式数)	2
第9条 (単元未満株式についての権利)	2
第10条 (株主名簿管理人)	2
第11条 (株式取扱規則)	2
第3章 株主総会	2
第12条 (招集)	2
第13条 (定時株主総会の基準日)	3
第14条 (招集権者および議長)	3
第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	3
第16条 (決議の方法)	3
第17条 (議決権の代理行使)	3
第4章 取締役および取締役会	3
第18条 (取締役の員数)	3
第19条 (選任方法)	3
第20条 (任期)	4
第21条 (代表取締役および役付取締役)	4
第22条 (顧問および相談役)	4
第23条 (報酬等)	4
第24条 (取締役会の招集権者および議長)	4
第25条 (取締役会の招集通知)	4
第26条 (取締役会の決議の省略)	4
第27条 (取締役会規則)	5
第28条 (取締役の責任免除)	5

第5章 監査役および監査役会	5
第29条 (員数)	5
第30条 (選任方法)	5
第31条 (任期)	5
第32条 (常勤の監査役)	5
第33条 (報酬等)	6
第34条 (監査役会の招集)	6
第35条 (監査役会規則)	6
第36条 (監査役の責任免除)	6
第6章 計算	6
第37条 (事業年度)	6
第38条 (期末配当金)	6
第39条 (中間配当金)	6
第40条 (配当金の除斥期間等)	7

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、セブン工業株式会社と称し、
英文では、SEVEN INDUSTRIES CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 木材、木製品、新建材および銘木の製造ならびに販売
- ② 単板および単板加工製品の製造ならびに販売
- ③ 集成材および集成材加工製品の製造ならびに販売
- ④ 建築の設計、監督および施工
- ⑤ 損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
- ⑥ 不動産の管理および賃貸
- ⑦ 一戸建住宅および集合住宅の企画、開発ならびに設計
- ⑧ 建具、家具、什器およびキッチン等の住宅設備機器の仕入ならびに販売
- ⑨ 集合住宅用の木質および金属パネルの製造ならびに販売
- ⑩ 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岐阜県美濃加茂市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- (2) やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、11,946,300株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- (3) 株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、議長となる。

- (2) 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 当会社の議決権を有する株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- (2) 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は12名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役を各若干名定めることができる。

(顧問および相談役)

第22条 取締役会の決議をもって、顧問および相談役を各若干名置くことができる。

(2) 前項の顧問および相談役の報酬は、取締役会において定める。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

(2) 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令が定める限度において免除することができる。

(2) 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- (4) 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

- (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令が定める限度において免除することができる。

- (2) 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に規定する監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第38条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第40条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(2) 未払の期末配当金および中間配当金には利息を付けない。